

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正について

1 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）は、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図ることを目的とする長期優良住宅建築等計画を認定する（以下「認定」という。）制度について規定している。

このたび、長期優良住宅法等が一部改正（令和3年5月28日公布）され、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の概要

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことから、用語の整理など所要の改正を行う。

[県細則第1条（3）、2条（1）、4条、7条関係]

3 施行日

公布の日から施行